

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
日立市	交通	日立市心身障害者通院通所交通費助成	○	○	×	通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する。上限月額5,000円(1回あたり500円単位で助成)。	障害福祉課	0294-22-3111
日立市	助成	日立市特別福祉手当	○	△	△	知的又は身体及び精神に重度の障害がある方、又は同居・養育している方に月額3,000円(もしくは2,000円)を支給する(支給制限あり。2級・3級所持者は身体障害等級並びに年齢による受給要件あり)。	障害福祉課	0294-22-3111
日立市	助成	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち、15万円を限度にその3分の2以内(最大10万円)を助成する(免許取得前に手続き[教習所の発行する見積書の提示]が必要)。	障害福祉課	0294-22-3111
日立市	減免	入場料の免除 ・日立市かみね動物園 ・日立市郷土博物館 ・奥日立きららの里 ・日立シビックセンター(科学館・天球劇場)	○	○	○	手帳所持者及び付添い者(障害者1人につき1人に限る)は入場料を免除する(手帳の提示が必要)。	日立市かみね動物園	0294-22-5586
							日立市郷土博物館	0294-23-3231
							奥日立きららの里	0294-24-2424
							日立シビックセンター	0294-24-7711
日立市	減免	久慈サンピア日立スポーツセンターの使用料減額	○	○	○	手帳所持者が個人使用または専用使用する場合、使用料を減額する。 ※介助が必要な者1人につき1人の介助者含む(手帳の提示が必要)	久慈サンピア日立	0294-53-8000
日立市	減免	スポーツ広場の使用料減額	○	○	○	手帳所持者が使用する場合、使用料を減額する。 ※介助が必要な者1人につき1人の介助者含む(手帳の提示が必要)	折笠 諏訪 十王 河原子北浜 中里	0294-43-2397 0294-38-0963 0294-39-2446 0294-35-5050 0294-59-0818

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
日立市	減免	池の川さくらアリーナの使用料減額	○	○	○	手帳所持者のみが利用する場合、使用料を減額する。 ※介助が必要な者1人につき1人の介助者含む(手帳の提示が必要)	池の川さくらアリーナ	0294-35-0767
日立市	減免	武道館の使用料の減額	○	○	○	手帳所持者が使用する場合、使用料を減額する。 ※介助が必要な者1人につき1人の介助者含む(手帳の提示が必要)	日立武道館 多賀武道館	0294-22-0361 0294-35-0767
日立市	減免	市民プール使用料の免除	○	○	○	手帳所持者及び付添い者(障害者1人につき1人に限る)は、かみね市民プール、じゅうおう市民プールの使用料を免除する(手帳の提示が必要)。	かみね市民プール じゅうおう市民プール	0294-23-3045 0294-39-2446
日立市	その他	市営住宅入居時及び入居中の特別控除	○	○	○	本人または扶養親族に障害がある場合、家賃算定の基となる年間総所得から障害者控除(1級:40万円, 2級及び3級:27万円)を差し引く。	茨城県住宅管理センター 日立センター	0294-32-7362
常陸太田市	交通	市民バス乗車料免除	○	○	○	手帳の提示により、市民バス1回200円が免除。	企画課	0294-72-3111
常陸太田市	減免	常陸太田市温水プール利用料免除	○	○	○	手帳の提示により、手帳の交付を受けている者ならびにその者の介護者が利用する場合、利用料金の全額を免除。	山吹運動公園管理事務所	0294-72-6510
高萩市	交通	高萩市障害者通院通所交通費助成	○	○	×	通院や公的機関等に行くためのタクシー利用において、年間23,760円(660円券×36枚)を助成。利用枚数の限度なし。自動車税減免者や入院者を除く。 高萩市・北茨城市・日立市における協定事業所のみに限る。	社会福祉課	0293-23-7030
北茨城市	交通	重度障害者通院等交通費助成	○	○	×	通院または社会生活に必要な不可欠な外出もしくは余暇活動等社会参加のための移動に要するタクシー代の初乗り運賃の相当額を助成(年間30回が上限)。	社会福祉課	0293-43-1111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
北茨城市	交通	市内巡回バス料金免除	○	○	○	手帳提示により無料	まちづくり協働課	0293-43-1111
北茨城市	減免	北茨城市歴史民俗資料館の入場料減免	○	○	○	手帳提示により観覧料(一般320円)を免除 ※本人のみ	北茨城市歴史民俗資料館	0293-43-4160
常陸大宮市	助成	福祉タクシー利用料金助成事業	○	○	○	外出支援や社会活動の拡大を図り、福祉増進に寄与することを目的にタクシー料金の一部を助成いたします。	長寿福祉課	0295-52-1111
常陸大宮市	助成	常陸大宮市精神障害者医療福祉助成事業実施要綱	○	○	○	自立支援医療外来通院受給者証をお持ちの方に対し医療費の一部助成いたします。	社会福祉課	0295-52-1111
常陸大宮市	減免	市内温泉入浴料減免	○	○	○	「三太の湯」「ささの湯」「四季彩感」の入浴料の一部を減免いたします。	商工観光課	0295-52-1111
大子町	交通	大子町タクシー利用助成事業	○	○	○	日常生活に不可欠な医療機関への通院、買い物、公共施設又は金融機関の利用などでタクシーを使用する場合、利用1回につき料金の2分の1、運転免許自主返納者に対しては4分の3に相当する額を助成する(10円未満切り捨て)。なお、大子町に住所がある方を対象として、町内のみ移動に限定し、町内のタクシー会社に限る。	まちづくり課	0295-72-1131

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
大子町	交通	AI乗合タクシー運行事業	○	○	○	AIによる運行システムを活用し、複数の方を効率的に目的地まで送り届ける乗合タクシーの運賃を減免する(町民・観光用:1人1回100円(通常300円)、夜間用:1人1回200円(通常500円))。 町民用:町民の日常生活に必要な交通手段として運行するもの。 観光用:町内観光の交通手段として運行するもの。 夜間用:夜間に町内飲食店を利用する際の交通手段として運行するもの。	まちづくり課	0295-72-1131
大子町	減免	袋田観瀑施設の設置及び管理に関する条例	○	○	○	袋田観瀑施設の利用料免除。	観光商工課	0295-72-1138
大子町	助成	大子町障害者手帳診断書料助成事業	○	○	○	手帳の交付申請を行うために必要な医師の診断書の交付を受けた者に対し、診断書の全部または一部を助成する。 大子町に住所がある方で、診断書1通につき5,000円が限度。	福祉課	0295-72-1117
大子町	その他	大子町心身障がい者(児)福祉手当支給条例	○	○	×	心身に障がい(20歳以上は1級、20歳未満は1級及び2級の精神障害者保健福祉手帳所持者)があり、大子町に1年以上在宅で生活している方に保護と福祉の向上を図るため、月3,000円の手当を支給する。	福祉課	0295-72-1117